

## 秋田県

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	適用の基準	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例(工業導入地区等における県税の課税免除等に関する条例)	S59.3	○「地域経済牽引事業計画」の認定事業者 ○土地・建物取得価格の合計額1億円超。農林水産業関連5,000万円超	同意促進区域 (地域未来投資促進法)	○なし	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例	H1.3	○固定資産取得価格の合計額が500万円(製造業又は旅館業の場合は、資本金の額が1,000万円超5,000万円以下の場合は1,000万円、5,000万円超の場合は2,000万円)以上	半島振興対策実施地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
地域活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例	H28.3	○「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定事業者 ○特定業務施設及び特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産の取得価格の合計額が3,800万円(中小企業等の場合は1,900万円)以上	認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域	○3年間 ○課税免除(移転型のみ)	○3年間 ○課税免除(移転型) ○不均一課税(拡充型)	○取得時 ○課税免除(移転型) ○不均一課税(拡充型)
過疎地域における県税の課税免除に関する条例	R3.7	○固定資産取得価格の合計額が500万円(製造業又は旅館業の場合は、資本金の額が5,000万円超1億円以下の場合は1,000万円、1億円超の場合は2,000万円)以上	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除

## 〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
本社機能等移転促進補助金	H27.10	県外にある本社機能等を県内に移転する企業	新規または移転による増加常用雇用者数:2人以上(役員を含む)	県内全域	本社機能等移転促進事業	移転等に要する経費の40% (新規常用雇用者の給与が首都圏と同等の場合は50%) ※移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費	4,000万円 ※本社機能等とは、全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門及び研究所、研修所
あきた企業立地促進助成事業補助金(設備投資支援型)	H11.4	製造業、情報通信関連型企業、研究開発型企業	・投下固定資産額:3億円以上(土地代を除く) ・新規(増加)常用雇用人数:10人以上(研究開	県内全域	工場等立地のための設備投資	投下固定資産額の補助率 ・基本補助率10%※ ・100億円を超える部分10% ※製造業で業種・雇用者数	5億円 (既存立地企業の場合は3億円) ※加算要件に応じ

			発型企業にあつては、 5人以上)  ※国の賃上げ促進税制 の適用を受ける場合は 雇用人数の緩和  ・中小企業  1.5%以上:8人以上  2.5%以上:6人以上  ・大企業  3.0%以上:8人以上			等に応じて補助率を加算 する。	て交付限度額を 加算する。
					人材育成費	重点分野事業の人材育成に 要する経費の1/2  ※重点分野とは、自動車・航 空機関連分野、新エネルギ ー関連分野、医療・医薬品関 連分野、食品加工関連分野、 その他県内不足分野	○技術者派遣型: 補助金の1人あ たり限度額25万 円、交付限度額 250万円  ○指導者招へい 型:補助金の1人 あたり限度額25 万円、交付限度 額50万円
あきた企業立地促進事業補助金(事業集約支援型)	H26.4	製造業及び製造 関連サービス業	・県内に工場等を有する 企業  ・事業集約に伴う経費 1,000万円以上  ・新規(増加)常用雇用人 数2人以上	県内全域	県外で実施して いる事業の全て 又は一部を県内 の工場等に集約 する事業	投下固定資産額の補助率 20%	2,000万円
はばたく中小企業投資促進 事業	H30.4	製造業、情報通 信関連業、研究 開発型企業、流 通関連型企業	・投下固定資産額(土地 代除く)1億円以上3億 円未満  ※環境・エネルギー型 (電気業、ガス業及び 熱供給事業等を行う企 業を除く)企業の場合 は3,000万円以上3億 円未満  ・新規(増加)常用雇用人 数5人以上(環境・エネ ルギー型企業で従業 員数100人以下の場合 は2人以上)  ※国の賃上げ促進税制 の適用を受ける場合は 雇用人数の緩和  ・中小企業  1.5%以上:4人以上  2.5%以上:3人以上  (みなし大企業の場合  3.0%以上:4人以上)	県内全域	工場等立地のた めの設備投資	投下固定資産額の補助率  ・基本補助率10%※  ※製造業で業種・雇用者数 等に応じて補助率を加算す る。	3,000万円
					人材育成費	重点分野事業の人材育成に 要する経費の1/2  ※重点分野とは、自動車・航 空機関連分野、新エネルギ ー関連分野、医療・医薬品関 連分野、食品加工関連分野、 その他県内不足分野	○技術者派遣型: 補助金の1人あ たり限度額25万 円、交付限度額 250万円  ○指導者招へい 型:補助金の1人 あたり限度額25 万円、交付限度 額50万円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資額等	限度額
秋田県企業立地促進資金	S58.4 (改正R7.4)	工場等の新・増設する 又は、空き工場等を活用して事業を行う企業  ①日本標準産業分類 (令和5年7月27日 総務省告示)に掲げる製造業、電気業、 ガス製造業、熱供給業、ソフトウェア業等に属する事業を営む企業  ②県工業団地取得企業  ③賃金水準向上計画を有する企業(賃金水準向上企業)	(1)操業時までの投下固定資産額1億円 (空き工場等の活用の場合は2,000万円、ソフトウェア業の場合は1,000万円) 以上  (2)地場企業にあつては、雇用者数が増加  (3)県外企業  1)対象者の①にあつては、県誘致企業 (誘致決定後3年以内に建設)  2)対象者の②にあつては、操業開始後1年以内に従業員10人以上  (4)賃金水準向上企業  給与支給額総額及び初任給年率2.0%増を3年以上実施するための計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けること	県内全域	○工場等用地  ○建物及び付属施設  ○機械設備等 (固定資産に計上されるもの)	○利率 年1.15%  (輸送機、アグリ関連、電気、賃金水準向上企業は1.05%)  ○期間 15年以内  (据置期間2年以内を含む)  ○元金均等年賦償還	投下固定資産額の50% 又は10億円(空き工場等の活用の場合は5億円)のいずれか低い額(要件により60%又は10億円(空き工場等の活用の場合は5億円)のいずれか低い額)
同上	同上	上記のうち先端技術型企業・輸送機関連投資・アグリ関連投資・電気業・賃金水準向上企業	同上	同上	同上	同上	投下固定資産額の60% 又は10億円(空き工場等活用の場合は5億円)のいずれか低い額(業種により70%又は10億円(空き工場等の活用の場合は5億円))のいずれか低い額